

議案第 44 号

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 5月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。